

令和2年度第14回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和2年10月28日

担当部・課：財務部資産税課〔内線3112〕

① 件名
固定資産税及び都市計画税の課税免除又は不均一課税の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、地域の産業振興を促進する政策で企業誘致の優遇措置の一つとして、過疎地域、原子力発電施設等立地地域、地域経済牽引事業の促進地域、地方活力向上地域、復興産業集積区域に対し、地方税法第6条に規定された課税免除又は不均一課税を行う条例を5件定め（減収分の交付税措置あり）、ほかに自然環境保全地域等の課税免除条例を1件、国際観光ホテル整備法に基づく不均一課税を市税条例に規定している（これらには減収分の交付税措置はない）。</p> <p>現在は、資産の取得価額の制限が無く、軽減する期間も5年と他の制度より2年長く納税者に最も有利な、復興産業集積区域の課税免除が全て適用されているが、復興期間の終期も近づいており、また、現在未制定の離島振興法に基づく課税免除の条例化についても検討していた。</p> <p>そして、非課税とならない公益使用されている固定資産については、毎年度申請を受付し減免決定しているが、恒久的に使用されているものは課税免除として新たに規定化し、整理を図る必要があった。</p> <p>【目的】</p> <p>税制度において、企業等の税負担を軽減する特例割合が、減収分が交付税措置される部分のみとなるよう整理するとともに、既存の課税免除又は不均一課税を行う5つの条例に離島振興対策区域を加えた6種の特例措置を「石巻市市税特別措置条例」の制定により一本化する。</p> <p>また市税条例に、公益的な使用を続けるものは減免から課税免除に移行するための関係規定を追加するなど、課税免除及び不均一課税の規定を整理する。</p> <p>以上により、事務作業の効率化を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）、国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）、地方交付税法（昭和25年法律第211号）</p> <p>石巻市市税条例（平成17年条例第55号）、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成17年条例第58号）、石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年条例第3号）、石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年条例第25号）、石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年条例第62号）、石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成24年条例第38号）、石巻市自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年条例第63号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成25年4月1日	離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（取得価額が2,900万円超から500万円以上に改正）
平成31年2月28日	離島の振興を促進するための石巻市における産業の振興に関する計画の策定（計画期間 平成31年4月1日から令和5年3月31日）
平成31年4月26日	地方団体に対して交付すべき平成31年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令公布（平成31年4月1日以降の新增設分は、内陸部の市町村は減収分の4分の3を限度に改正）
⑤ 主な内容	
<p>1 離島振興対策地域の課税免除を創設する。また、交付税措置される振興目的の課税免除又は不均一課税の特例措置を「石巻市市税特別措置条例」の制定により1本化し、対象期限や対象設備等の規定を、基本となる省令を引用する形に改める（交付税が措置される間は税の特例を継続するものであり、特例期限の延長時に行っている条例改正を不要とする）。</p> <p>また、原子力発電施設等立地地域、地方活力向上地域の2号不均一課税分の軽減割合を交付税措置される割合に統一し、不均一課税の初年度軽減税率を「1/10」から「0」に改正する。1号免除分は、「3年間免除」から「2年目1/4、3年目1/2」の不均一課税に改正する。</p> <p>2 市税条例に、以下の土地等に係る公益目的の使用を課税免除する規定を追加する。</p> <p>(1) 文化財保護法の規定による指定を受けた文化財に係る土地（専ら文化財の保護の用に供するものに限る）。（新設） ※交付税措置あり</p> <p>(2) 都市緑地法の規定に基づき定められた特別緑地保全地区内の山林、原野及び池沼（新設）</p> <p>(3) 自然環境保全条例の規定に基づき指定された県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域内の山林、原野及び池沼（令和2年度：課税免除7件）</p> <p>(4) 本市の承認を受けて設置したちびっこ広場の用に供する土地（令和2年度：減免4件）</p> <p>(5) 専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地（令和2年度：減免128件）</p> <p>3 国際観光ホテルの不均一課税（税率の2分の1軽減を5年間）を廃止し、上記1の課税免除等（対象業種：宿泊、旅館）を適用するものとする。</p>	
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島における産業の振興が期待できる。 ・公益使用分の申請事前案内及び提出の確認や決定処理等手続や事務作業の効率化が図られる。 <p>【市財政への負担】</p> <p>令和2年度公益使用の減免件数:132件、減免額:固定資産税955万円、都市計画税53万円</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
<p>1 県内自治体で離島振興目的とした課税免除条例は規定されていない（女川町2島、塩釜市4島あり。気仙沼市は気仙沼大島大橋の開通により除外。）</p> <p>2 県内自治体で地域の産業振興を目的とした課税免除等を1つの条例にまとめた自治体はない（県外では制定例あり）</p> <p>3 公益使用を課税免除する条例規定は、仙台市で制定済</p>	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和2年12月	市議会第4回定例会に、石巻市市税特別措置条例の制定及び制定に伴う関係条例の廃止並びに石巻市市税条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年1月1日）
⑨ その他	
<p>（地籍調査後の新地積課税について）</p> <p>合併協議で調整中となっていたが、県内自治体の状況を踏まえ、令和6年度評価替で完全実施するため今後の作業を進めていく。</p>	